

第2章

施策の基本的方向

基本目標1 参 画

- 男女平等の視点に立った社会制度の見直し -

男女共同参画でつくる
21世紀の新しい社会



男女共同参画社会基本法は、第5条で「男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保される」ことの重要性を規定しています。

我が国では、日本国憲法において「法の下での平等」がうたわれ、教育の機会、政治参加の機会、就職や職業選択の機会など、男性と女性は等しく機会を与えられることとされてきました。また近年、男女雇用機会均等法や労働基準法、育児・介護休業法の改正など、男女の平等を確立するための法制度の整備も進められてきました。

しかし現実には、男女の固定的な性別役割分担意識やそれに基づく制度・慣習などにより、職場、家庭、地域などにおける男女間の格差や性別役割分業は、依然として残っています。

真に男女平等な社会を実現するためには、女性が男性とともに、政策や制度などの計画・立案の段階から関わる - すなわち「参画」することにより、男女平等の視点で社会制度を見直していくことが必要です。

政治や行政、職場、地域、家庭など、社会のあらゆる分野で男女共同参画が実現されるよう、女性の参画を促進するための取組を進めます。

- 計画課題1 政策・方針決定過程等への女性の参画促進
- 計画課題2 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の検討
- 計画課題3 市町村における取組の促進
- 計画課題4 地域社会における男女共同参画の促進
- 計画課題5 NGO・NPOの支援と、行政との対等なパートナーシップの確立
- 計画課題6 女性総合センターの役割

計画課題 1 政策・方針決定過程等への女性の参画促進

政策・方針決定過程に女性が男性と平等に参画することは、女性の意見を政策等に反映し、真に男女平等な社会をつくる「基礎」となるものです。しかし、府民意識調査では、回答者の67.7%が「政治や行政の政策・方針決定の場では、男性の方が優遇されている」と答えるなど、まだまだ男女が対等に参画できているとは言えない状況にあります。

男女の人口比率に応じた最終的な目標である女性登用率50%の達成に向けて、**審議会等**における女性委員の登用をはじめ、あらゆる政策・方針決定過程における女性の参画を促進する必要があります。

府審議会等における女性委員の登用

京都府の審議会における女性委員の登用状況は、2001年3月末現在（推計）で28.5%となっています。2006年3月末の目標を1/3に設定し、審議会委員の3人に1人が女性となるよう、引き続き女性委員の登用を推進するとともに、女性登用率の低い審議会の底上げを図り、できるだけ早い時期に、女性のいない審議会（ゼロ審）の解消を目指します。

推進に当たっては、審議会に委員を推薦している各種団体等において女性の人材育成や登用が一層図られるよう働きかけるとともに、それまで**あて職**とされてきた委員についても、改めてその妥当性を検討し、積極的な見直しに努めます。また、人材情報を活用し、より多方面からの女性の人材の発掘、育成に努め、幅広い女性の登用を進めていきます。

市町村や関係団体等への働きかけ

京都府の審議会と同様に、市町村や関係団体、民間企業等においても、女性の登用が促進されることが期待されます。特に市町村においては、「**審議会等における女性委員の登用目標**」の設定などについても検討していくことが望まれます。

人材情報をはじめとした女性の登用に関する情報提供や、広報・啓発などを通じて、女性の参画が促進されるよう、市町村や関係団体等へ幅広く働きかけを行っていきます。

* 審議会等

地方自治体の方針決定等に住民や専門家の意見を取り入れるため、法律や条例などにより設置される機関。

* 委員のあて職

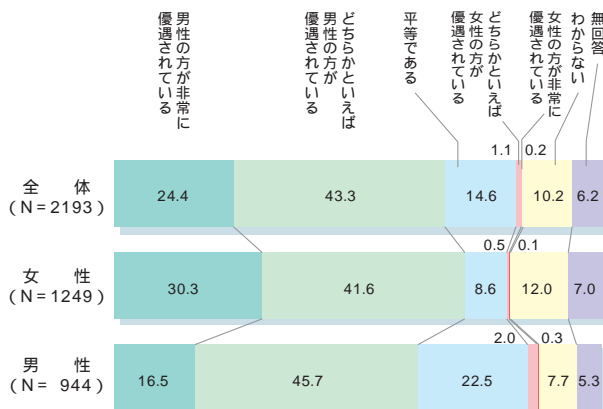
法令や条例等の規定により、特定の職や地位にある人を、審議会等の委員として当てはめること。

政治への参画

KYOのあけぼのプランを策定した平成元年当時と比較すると、国会や地方議会への女性の参画は大きく進みましたが、国際的に見るとまだまだ低い状況にあります。政治への女性の参画を促進するため、政治への関心を高める啓発活動の推進などに引き続き努めます。

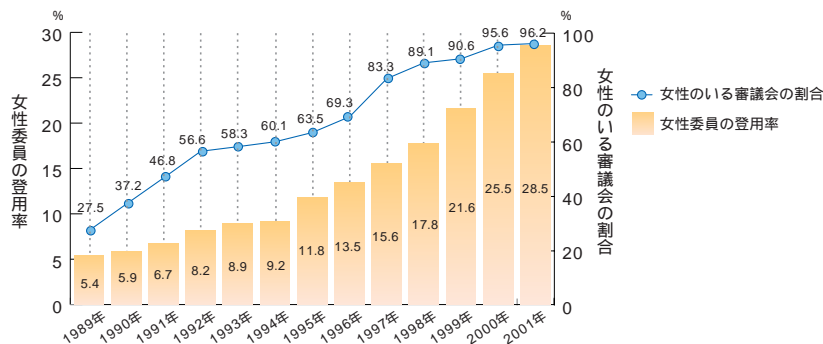
図 政治や行政の政策・方針決定の場における男女の地位の平等感

問：政治や行政の政策・方針決定の場で男女の地位が平等になっていると思いますか。



* 男女共同参画社会に関する府民意識調査 (1999年3月 京都府)

図 審議会等における女性の登用状況 (京都府)



* 京都府府民労働部調べ (各年3月末現在・2001年は3月末推計)

施策の方向

- 1 府の審議会等への女性の参画促進
- 2 行政関係機関や高等教育機関、研究機関等における方針決定過程への女性の参画促進
- 3 市町村の審議会等への女性の参画促進
- 4 女性公務員の役職への登用、職域拡大及び能力開発の促進
- 5 女性の人材に関するデータベースの活用とネットワーク化
- 6 政治への関心を高める啓発及び参画
- 7 まちづくりへの男女共同参画
- 8 国・市町村・民間団体等との連携の強化

計画課題 2 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の検討

男女平等を保障する法制度の整備にもかかわらず、現実には「特定の分野に女性の参画が進んでいない」「管理職の大半は男性が占めている」など、男女間の格差が多く存在しています。

このような格差を是正するためには、男女の固定的な役割分担意識を解消していくとともに、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組により、女性の参画を積極的に促進していくことが求められます。

京都府におけるポジティブ・アクションの取組

京都府では「審議会等における女性委員の登用目標」を定めて、女性の参画促進を図ってきたところであり、一定の成果を上げてきました。今後も引き続き、審議会等における女性の参画促進に努めるとともに、新たなポジティブ・アクションの導入について、導入可能な分野や数値目標など、総合的かつ具体的な検討を進めます。

各職員の能力に基づき適材適所の配置を行い、女性職員の役職への登用や職域の拡大について積極的に取り組んでいくとともに、男女ともに意欲を高め、能力の開発、発揮ができるような職場環境づくりに努めます。また、職業生活と家庭生活の両立に向けた勤務条件の整備について、検討を進めます。

民間企業や団体等における取組の促進

民間企業においても、男女雇用機会均等法に基づき、積極的にポジティブ・アクションを行い、女性の採用・職域拡大、管理職の増加、勤続年数の伸長を図るとともに、従来慣行や固定的な意識に根ざした雇用管理を見直し、働きやすい職場環境を整備していくことが期待されます。また、各種団体等においても、女性の登用が促進されることが望まれます。

京都府では、民間企業や団体への広報・啓発等を通じて、女性の参画が促進されるよう取組を支援していきます。

施策の方向

- 1 ポジティブ・アクションの推進と新たな目標の検討
- 2 企業・団体等におけるポジティブ・アクションの導入促進

KEY WORD

ポジティブ・アクション

積極的改善措置、積極的差別是正措置などと訳されますが、過去における社会的・構造的な差別によって現在不利益を被っている女性に対して、一定の範囲で特別な機会を提供することにより、実質的な機会均等を実現することを目的とした暫定的な措置のことです。アファーマティブ・アクションともいいます。女子差別撤廃条約では、ポジティブ・アクションは逆差別に当たらないと規定されており、国の男女共同参画基本計画においても、「具体的措置の導入についての総合的な検討」や「企業の取組促進」について記述されています。

その手法としては、ある分野において参画すべき女性の数や比率を定めて強制する割当制（クォータ制）、一定の目標とその達成のための期限を設定して女性の参画を自主的に促進する取組（ゴール・アンド・タイムテーブル）、女性の能力等に対する社会の意識啓発、情報の優先的提供など、実施する分野に応じて多様な形態があり、欧米では広く取り組まれています。

（諸外国における取組事例）

公的機関が4名以上の構成員からなる委員会、執行委員会、審議会、評議会、評議員会などの委員を任命または選任するときは、それぞれの性が構成員の40%以上でなければならない。4名以下の会においては、両性が選出されなければならない。（ノルウェー・男女平等法第21条）

各政党がつくる国会や地方議会の比例代表候補名簿の30%以上を女性にすることを義務づける。（韓国・改正公職選挙法）

選挙候補者の半数を女性にすることを義務づける。（フランス・男女同数法）

KEY WORD

グラスシーリング（ガラスの天井）

表面的には平等に見えるにもかかわらず、女性の昇進や登用を制限している「目に見えない障壁」がある実態を「ガラスの天井」といいます。その背景には、男女の能力や役割に対する固定的な意識や慣行があると考えられます。女性の能力を活用できないことは、企業にとっても大きな損失であり、このような実態を是正するためにも、ポジティブ・アクションにより積極的に女性の参画を促進する取組が求められています。

計画課題 3 市町村における取組の促進

男女共同参画を進めるためには、地域や家庭生活における共同参画が求められますが、性別役割分担についての意識や生活スタイル・慣習等は、地域によって様々に異なります。特に、都市部と農山村部においてはその違いが大きく、その実情に応じた取組を進める必要があります。

そのためには、より地域に密着した行政単位である市町村の役割が重要であり、地方分権が進む中、市町村が主体となって地域の取組が促進されることが期待されます。

市町村に求められる取組

男女共同参画社会基本法第14条では、市町村は「市町村男女共同参画計画を定めるように努めなければならない」とされています。

市町村男女共同参画計画は、市町村が進めるべき施策を総合的・体系的に定めるものであり、あらゆる取組の基本となるものです。現在、京都府では16市町で女性に関する行動計画が策定されていますが、今後、それぞれの市町村で、地域の特性に応じた計画の策定と、実効性ある組織体制づくりが望まれます。

また市町村が、**地域活動におけるコーディネーター**となって、地域に密着した取組を進めるとともに、地域リーダーやコミュニティの育成に努められることが期待されます。

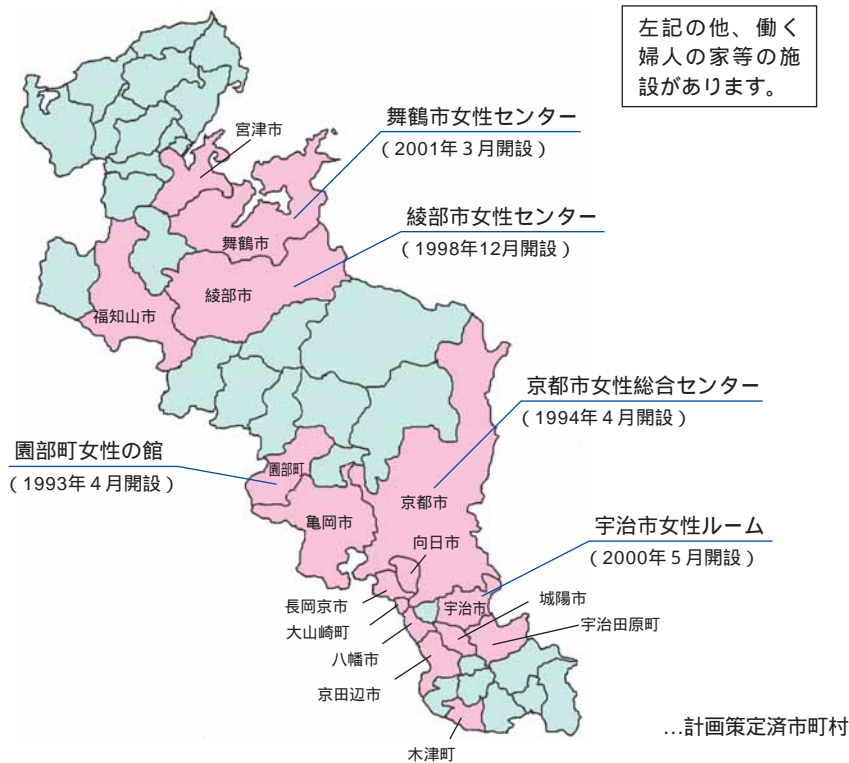
市町村の取組支援

京都府では女性総合センターとともに、市町村・女性センターとの連携を深め、女性登用の状況や市町村の取組事例など、施策の推進に必要な各種情報の提供を行い、市町村や地域における取組を支援していきます。

ジェンダーに敏感な視点があらゆる施策に盛り込まれるよう、市町村女性行政研究会などの取組を通じて関係職員の研修に努めるとともに、女性団体を中心に幅広い地域団体等への意識の啓発や取組支援を行います。

*地域活動のコーディネーター
地域活動に役に立つ情報やノウハウを提供したり、助言等を行うことにより、地域活動の促進を図ること。

図 府内市町村の女性行動計画策定状況と女性のための施設



女性行動計画（男女共同参画計画）を策定済の市町村
京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市
城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町
宇治田原町、園部町、木津町

* 2001年3月末現在

施 策 の 方 向

- 1 京都府・女性総合センターと市町村・女性センターとの連携強化
- 2 施策の推進に必要な情報の提供
- 3 市町村の審議会等への女性の参画促進
- 4 市町村職員の研修・意識啓発
- 5 地域団体等への啓発・取組支援
- 6 市町村の組織体制の整備促進

計画課題 4 地域社会における男女共同参画の促進

男女共同参画社会の実現のためには、男女の職場生活と地域・家庭生活の両立が求められます。

しかし、地域社会においては、依然として固定的な性別役割分担意識やそれに基づく慣習等が残されており、地域活動への女性の参加は多いものの、参画は遅れた状況にあります。また、男性の多くは職場中心の生き方を余儀なくされており、地域活動や家事・育児などへの参加もまだまだ少ない状況にあります。「家事・育児などは女性がすべき」といった役割分担意識は徐々に解消されつつありますが、現実には、その負担は女性に重くのしかかっています。

地域・家庭へ男女が共同参画することは、地域活動や家事・育児・介護等、女性に偏っている負担を軽減するだけでなく、男性にとっても、新たな価値や生きがいを見いだすことを可能とし、真に豊かな生活の実現につながるものとなります。

男女の多様なイメージの浸透と女性のエンパワーメント

地域社会における男女共同参画を進めるためには、まず、男女の固定的な役割分担意識やそれに基づく地域の慣習を是正していくことが必要となります。広報・啓発を通じて、古い意識や慣習にとらわれない多様な男女のイメージの浸透を図ります。

また、地域の女性リーダーの養成や女性団体等のネットワークづくり等により、女性のエンパワーメントを図ることも求められます。女性の船事業や女性問題アドバイザー養成講座により、引き続き、地域活動のリーダーとなる人材の育成を図るとともに、その修了生が各地域で活躍できるよう、人材情報の提供等を通じて、活躍の場づくりに努めていきます。また、女性団体を中心に幅広い地域団体との連携を深め、ネットワークづくりの促進に努めます。

男性の地域・家庭への参加の促進

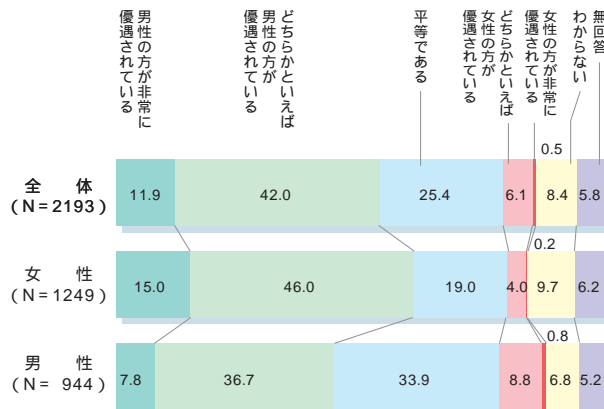
多くの男性は職場中心の生活となっているため、家事能力など家庭人としての自立能力が十分でない男性も少なくありません。職業生活と地域・家庭生活をバランスのとれたものとするため、女性総合センターの男性学講座等を通じて、男性への意識啓発を行い、男性の地

域・家庭への参加を促進します。

また、企業においても各種制度・慣行を見直し、育児・介護休暇やボランティア休暇の導入等、家庭・地域参加を支援する取組が期待されます。

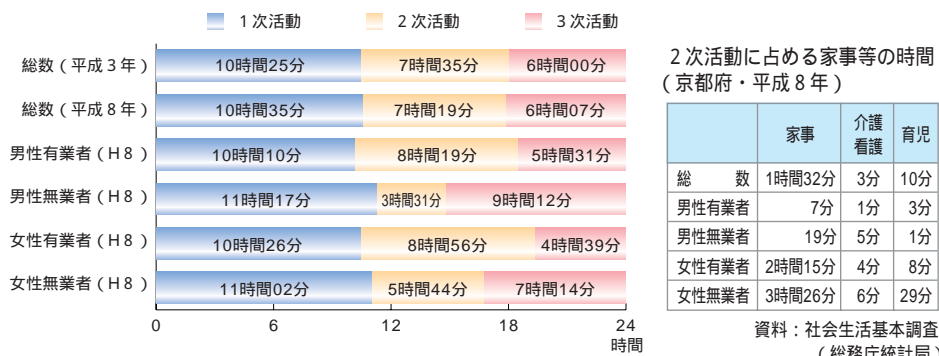
図 町内会や地域の場における男女の地位の平等感

問：町内会や地域で男女の地位が平等になっていると思いますか



*男女共同参画社会に関する府民意識調査
(1999年3月 京都府)

図 行動の種類別生活平均時間(京都府)



注：対象は15歳以上の府民(単位：時間)

- 1次活動.....睡眠、食事など生理的に必要な活動
 2次活動.....仕事、学業、家事など社会活動を行う上で義務的な性格の強い活動
 3次活動.....テレビ、休養、趣味など各人の自由に使える時間における活動=余暇活動
 数値の端数処理のため、各活動時間の合計は必ずしも24時間とはならない。

施策の方向

- 1 性別による固定的役割分担意識を是正し、地域慣習の見直しを促す広報・啓発
- 2 地域活動への女性の参画促進と男性の参加促進
- 3 多様な女性団体・グループづくりとネットワーク化、行政とのパートナーシップの確立
- 4 地域の女性リーダーの養成、女性のエンパワーメント
- 5 まちづくりへの男女共同参画
- 6 ボランティア活動を支援する環境の整備
 情報提供の充実、学習機会の提供
 ボランティア休暇制度の導入促進等

計画課題 5 NGO・NPOの支援と、行政との対等なパートナーシップの確立

NGO(非政府組織)やNPO(民間非営利組織)は、市民の自主的な活動主体として近年急速に発展しており、災害時におけるボランティア活動や環境・福祉活動など、社会の様々な分野で公益的な活動を行っています。

女性政策の分野においても、NGOやNPOは、国内外の諸問題の解決に大きく貢献しているところです。

1995年(平成7年)の第4回世界女性会議(北京)では、政府間会合と並行してNGOフォーラムが開催され、女性問題の解決に向けて熱心な議論が行われました。会議で採択された「北京宣言」及び「行動綱領」は、現在の女性政策の大きな礎となっています。2000年6月に行われた国連特別総会・女性2000年会議(ニューヨーク)においても、各国から多くのNGOが参加しており、NGO及び女性団体の役割と貢献が再認識されたところです。

また、国内では、ドメスティック・バイオレンスなどの女性への暴力の解決に、NPOが大きな役割を果たしています。暴力被害を受けた女性のカウンセリングや、加害者から一時的に保護する施設(シェルター)の運営が、多くのNPOによって行われています。

さらに、ボランティアを含めて、NGO・NPOで働く女性も増えています。社会への貢献を通じて、企業での就労とは違ったやりがいを感じるなど、NGO・NPOは、女性の社会参画の場としても、その役割が大きくなってきています。

これからも、多様化する女性問題を解決していくためには、NGO・NPOの役割が不可欠となっており、これらの組織と行政がパートナーシップを確立していくことが重要です。NGO・NPOの自主的な取組を制約することなく、互いの特性を生かしつつ、対等な立場での協働・協力を進めるとともに、様々な情報提供や交流促進などを通じて、NGO・NPOの活動支援に努めます。

施策の方向

- 1 NGO・NPOへの活動支援
- 2 女性総合センターとNGO・NPOのネットワークづくり
- 3 行政との対等なパートナーシップの確立

計画課題 6 女性総合センターの役割

京都府女性総合センターでは、1996年（平成8年）の開設以降、京都府における女性の活動拠点として、KYOのあけぼの大学などの講座開催や女性相談事業の実施など、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組を進めてきました。

今日、社会経済情勢の急速な変化とともに、女性を取り巻く状況が大きく変化する中で、女性総合センターには一層大きな役割が期待されています。

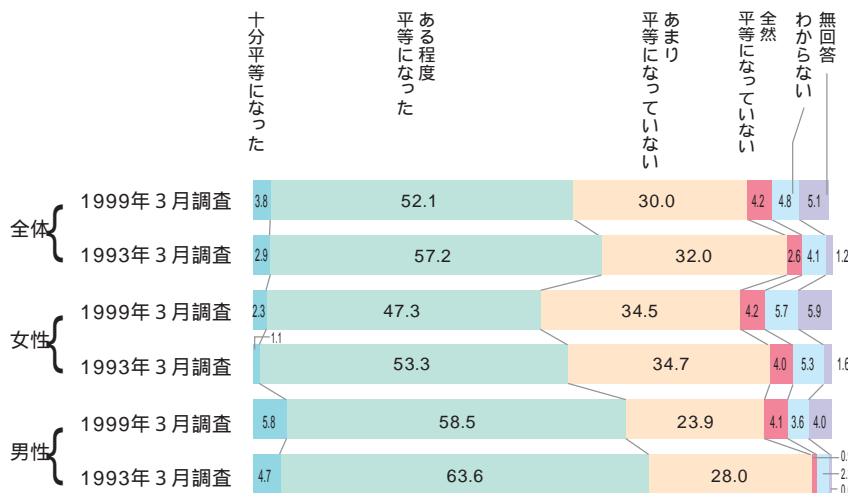
学習・啓発機能

府民意識調査では、男女平等の達成度について、55.9%の人が「平等になった」と回答しています。この数字は、前回（1993年（平成5年））調査の結果（60.1%）を4.2ポイント下回っており、「男女平等に対する意識の高まり」とともに「依然として解消されていない男女間の不平等」を示しています。

男女の固定的な役割分担意識や、それに基づく社会的慣習などを改めていくため、KYOのあけぼの大学事業を中心に、今後も学習講座の取組を進めます。特に、家庭や地域における男女共同参画を進めていくためには、男性の意識改革が不可欠であり、男性学講座等を通じて意識啓発に努めていきます。

図 全体的にみた男女平等の達成度

問：全体的に見て、社会の中で男女平等はどの程度達成されていると思われますか。（1つを選んで）



*男女共同参画社会に関する府民意識調査（1999年3月 京都府）

また、女性が様々な能力を身につけ、社会を変えていく力をつけることは、真に男女平等な社会を実現する上で重要であり、女性のエンパワーメントにつながる各種講座の展開を図ります。

近年、情報通信技術の進展の中で、情報機器を使いこなせる能力や情報を読み解く能力も求められており、女性を対象としたパソコン・インターネット講習の実施など、情報格差を生じさせないための取組も進めます。

他の学習講座・啓発事業との連携

さらに、生涯学習講座や市町村が実施する女性問題講座など、他の学習講座事業との連携により相乗効果を図ります。特に高齢社会が進展する中、高齢期における男女の自立には、男女共同参画の視点が重要であり、今後、熟年層を対象とした講座等との連携を検討していきます。

人材育成とネットワークづくり

女性総合センターでは、女性問題アドバイザー養成講座を通して、地域社会における男女共同参画の推進に必要な女性リーダーの人材育成を進めてきました。現在、修了生には地域団体での活動やグループでの自主活動など、地域リーダーとしての活動が根付きつつあるとともに、NPOを立ち上げようという新しい動きもでてきています。

今後も引き続き、同講座による人材育成に努めるとともに、人材情報提供を通じて修了生の活動の場を広げたり、女性団体・グループのネットワークづくりを支援するなどして、修了生の活動を促進します。

職業生活支援

女性の就業支援は、女性の経済的自立や社会参画など、これからの女性政策を進める上での大きなポイントであり、今後の高齢社会を支えていくための大きな柱でもあります。特に、育児、介護等により退職した女性が、円滑な再就職ができるよう、仕事と家庭との両立支援を図るための施策を推進していくとともに、職業能力の向上とあわせた事業展開を検討していきます。

相談機能

女性総合センターでは専門のスタッフを配置し、電話相談や法律相談、フェミニスト・カウンセリングなどを通じて、女性が抱えるさまざまな悩みごとに対応するとともに、「女性のための相談ネットワーク会議」を開催し、他の相談機関との連携を深め、情報交換や相談員の研鑽を行っています。

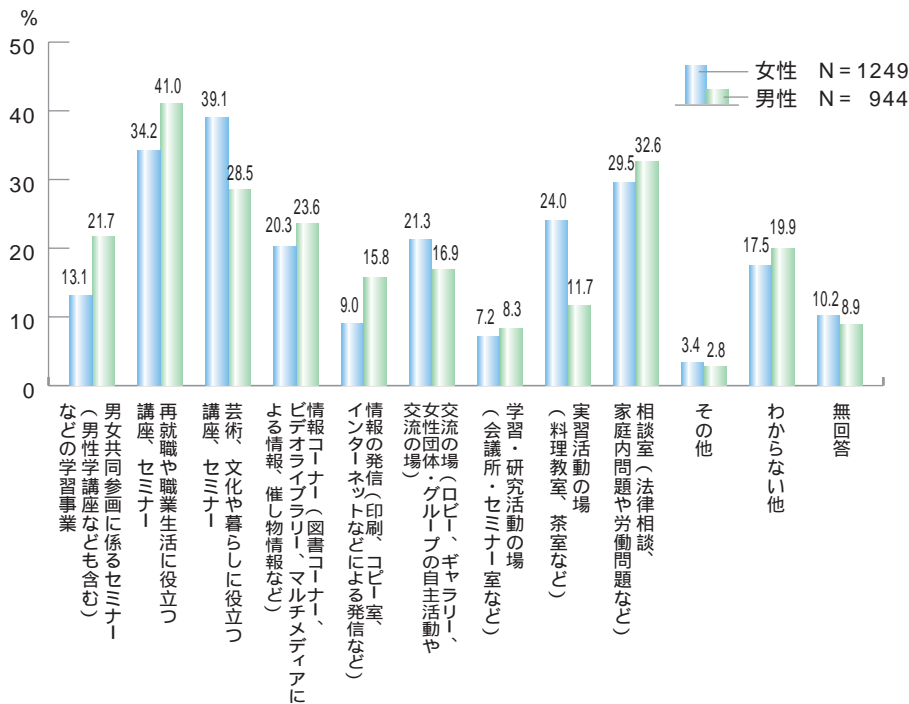
今後も引き続き、相談業務の充実に努めるとともに、相談事業から得た女性のニーズや意識を、講座開催をはじめとした各種事業の企画に反映させ、多様化する女性問題に迅速・的確に対応していくよう努めます。

*フェミニスト・カウンセリング

女性問題の視点から女性の生き方や心の悩みの解決を図るカウンセリング（悩み相談）

図 京都市女性総合センターで充実してほしい事業

問：京都市では、男女平等と共同参画社会づくりの場として、京都市女性総合センターを開設しています。ここではさまざまな事業を行っています。今後さらに拡充してほしい事業はどれですか。（3つ選択）



*男女共同参画社会に関する府民意識調査（1999年3月 京都市）

*情報のコーディネート
利用者が求める情報を、その内容に応じて、複数の情報を組み合わせたり、加工するなど、利用者のわかりやすい形で提供すること。

情報発信機能

女性総合センターの図書情報室では、女性問題の専門書を中心に約1万冊の蔵書を備え、図書の貸出を行っています。今後は、図書情報を有効に活用し、府民（利用者）が必要とする情報をわかりやすく、迅速に提供できるよう、**情報のコーディネート**を含めた情報発信機能の強化を図っていきます。

また、インターネットを活用した情報発信を行うことにより、直接センターを訪れにくい人々に対する利便性の向上に努めます。

関係機関・市町村との連携強化

国立女性教育会館、女性と仕事の未来館や府立婦人教育会館、他府県女性センター等、関係機関との連携を深め、女性総合センターの機能の充実を図ります。また、高等教育機関や大学コンソーシアム京都との連携強化についても、検討を進めていきます。

さらに、市町村・女性センターとの連携を深め、その取組の支援を図ります。

地理的要因により利用が困難な人々への配慮

北部地域など、地理的要因から女性総合センターの利用が困難な人々への配慮が求められます。講座を市町村と共催実施したり、講座内容や講師の斡旋等、講座運営のノウハウを市町村に提供することにより、地域で各種講座が受講できるよう取組を進めます。

また、インターネットを活用した各種情報の提供などにより、利便性の向上に努めます。

交流機能

女性の交流を促進することは、女性のエンパワーメントを助け、女性の活動の場を広げていく上で大切です。センターの交流室の活用や、女性団体・グループの活動情報の提供などにより、女性のネットワークづくりを促進します。

施 策 の 方 向

- 1 社会経済情勢の変化に対応した各種講座・相談事業の充実
- 2 情報発信機能の強化
- 3 インターネット等、新たなメディアを活用した広報・啓発
- 4 市町村・女性センターとの連携強化
- 5 国や他府県等、関係機関との連携
- 6 女性関係団体等のネットワークの強化
- 7 地域活動におけるコーディネーターとしての機能、地域リーダーの育成
- 8 地理的要因等により利用が困難な人々への配慮
- 9 男性への啓発促進
- 10 女性問題アドバイザー養成講座修了生の人材活用、活動の支援

